

令和4年12月1日

令和4年 第4回杵築市議会定例会

# 提出議案説明書



令和4年第4回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとこと挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第8波に入りつつある状況にあり、また、海外の状況から、国ではこの冬においては季節性インフルエンザとの同時流行の可能性があるとしています。本市では12歳以上で新型コロナワクチン2回目までの接種が完了した方を対象にオミクロン株対応ワクチン接種を9月30日から行っています。本市のオミクロン株対応ワクチン接種については、11月11日現在、15.4%の接種率となっており、全国の8.5%と比べ進んでいる状況です。

また、5歳から11歳までのお子さんの新型コロナワクチン3回目接種も実施しており、11月9日からは新たに生後6か月から4歳までの乳幼児用のワクチン接種も開始しました。季節性インフルエンザと新型コロナウイルスのワクチンは同時接種も可能ですので、感染した場合にもできる限り重症化を防ぐため、また、医療ひっ迫を防ぎ通常医療を確保するため、年末に向けぜひ積極的な接種をお願いします。

さて、今定例会に「杵築市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を提出しています。これまで未就学児、小中学生の医療費を無料にしていたが、これをさらに拡大し、令和5年4月1日から高校生等の医療費も無料にするものです。これにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見、早期治療の促進、充実した子育て支援による人口増につなげていきたいと考えています。

また、国は令和5年度から「こども家庭庁」を設立し、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、常にこどもの視点に立った政策を推進するとしています。

市としましても、こども家庭庁設置の趣旨を踏まえ、こども及びこ

どものある家庭の福祉の増進、保健の向上、子育てに対する支援に取り組み、こどもを安心して生み育てることができる環境づくりをより一層進めてまいり所存です。

それでは、今定例会に提出しました諸議案について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第 89 号から議案第 94 号までの令和 4 年度各会計の補正予算について、説明を申し上げます。

議案第 89 号 令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 10 号）については、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費において、9 億 4 5 8 万 5 千円を追加補正し、補正後の予算総額を 202 億 5, 117 万 1 千円としました。

補正の概要を歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費ですが、山香庁舎非常用自家発電機の故障に伴い、改修を行うための設計委託料 294 万 5 千円、「<sup>かむら</sup>上村の郷<sup>さと</sup>」の利用者数・宿泊者数がコロナ以前の水準まで回復できず、今後の事業継続を確保するため、指定管理委託料を増額する経費 70 万円、農村文化体験交流館すずめの楽校の経年劣化による校舎軒等の修繕工事費 201 万円、地域の自主防犯活動に取り組む奈狩江地区住民自治協議会が、防犯カメラを設置することに対する補助金 22 万 2 千円、地籍調査事業負担金の追加配分があり、地籍調査の進捗を図るため、次年度実施予定地区の一部工程を前倒しして実施する経費 435 万 9 千円を計上しました。

民生費では、多世代交流・支え合い活動を推進する拠点として、野田区にある民家の改修及び整備に対する補助金 100 万円、当初の見込みよりも利用実績が増加したことによる障害者自立支援サービス給付費の増額 2, 439 万 7 千円、児童発達支援給付費の増額 418 万

8千円、ひとり親家庭等の医療費の増加に伴い、医療費助成を増額する経費252万3千円を計上しました。また、児童福祉に対する指定寄附金を財源とし、子どもの居場所の運営費や改修工事等を行う経費306万2千円を計上しました。

衛生費では、3歳児健診の視覚検査において、屈折異常や斜視に起因する一般的な弱視検出の精度を上げるための屈折検査機器購入経費130万7千円を計上しました。

農林水産業費では、県が産地拡大を進める短期集中県域支援品目の農地を確保するための経費788万円、JAおおいた東部エリア「甘太くん」部会の構成員が利用する共同利用機械の導入に対する補助金156万1千円、原木しいたけ生産者の省エネ型椎茸乾燥機導入に対する補助金276万1千円、井手の<sup>いで</sup>上公民館裏の<sup>うえ</sup>法面工事に要する経費448万5千円を計上しました。

消防費では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を受けた6つの行政区のハザードマップを作成・配布する経費99万6千円を計上しました。

教育費では、幼稚園の遊具安全点検結果を踏まえた補修工事を行う経費173万4千円、伝統的建造物群保存地区内の家屋の修理に対する補助金132万8千円、市営野球場の維持管理に使用する乗用芝刈機を購入する経費127万6千円を計上しました。

災害復旧費では、台風14号で被災した林道石ヶ谷線<sup>いしがたにせん</sup>の災害復旧に要する経費239万7千円、屋根材が多数剥がれ落ちる被害が発生した大田中央公民館の復旧工事費398万3千円を計上しました。

公債費では、後年度負担を緩和するため、財政融資資金から借り入れた市債の繰上償還額4億9,608万9千円と令和6年度から実施予定の消防指令業務共同運用に伴い、令和5年度に繰上償還を予定していた消防庁舎整備事業分を前倒しして実施する繰上償還額3億2,390万4千円を計上しました。あわせて、繰上償還補償金400万

1千円を計上しました。この措置により、令和5年度の単年度の償還額を約1億7,100万円軽減するものです。

また、山香庁舎非常用自家発電機設備改修工事設計については、年度内の完成が困難となることから、令和5年度へ繰り越して実施するため、繰越明許費の設定を行いました。このほか、令和5年度の管理委託等の契約事務執行のため債務負担行為を計上しています。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、地方交付税、国県支出金、基金繰入金等です。

次に、議案第90号 令和4年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、農地保全センターを新ケーブルネットワークセンターとして改修整備するための設計委託料352万円を計上しました。あわせて、令和5年度の指定管理委託料に係る債務負担行為を計上しています。

次に、議案第91号 令和4年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第92号 令和4年度杵築市水道事業会計補正予算（第4号）及び議案第93号 令和4年度杵築市下水道事業会計補正予算（第2号）については、令和5年度の管理委託等の契約事務執行のため債務負担行為を計上しました。

次に、議案第94号 令和4年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第3号）については、収益的支出では、介護職員等の処遇改善と電気料・ガス代に係る経費2,640万円、資本的支出では、介護老人保健施設グリーンケアやまがの給湯用ボイラーと浴室給湯器を更新する経費568万4千円を計上しました。

以上、令和4年度一般会計及び各特別会計等の補正予算について、

その概要を申し上げます。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第95号 杵築市職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び定年前再任用短時間勤務職員の任用並びに60歳を超える職員の給与に関する特例措置等に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を行う必要があるため、所要の改正等を行うものです。

次に、議案第96号 杵築市印鑑条例の一部改正については、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアや大規模商業施設などに設置している多機能端末機から印鑑登録証明書の発行を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第97号 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、令和4年人事院勧告を基に、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、国家公務員の特別職の職員の期末手当が引き上げられたことにより、本市の議会議員の期末手当をこれに準じて引き上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第98号 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、令和4年人事院勧告を基に、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、国家公務員の特別職の職員の期末手当が引き上げられたことにより、本市の特別職の期末手当をこれに準じて引き上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第99号 杵築市職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和4年大分県人事委員会勧告にて、一般職の職員の給料月額や勤勉手当の引上げが勧告されたことに伴い、本市においても県と同程度の給与水準を保つため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第100号 杵築市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、これまでの未就学児及び小中学生への医療費助成を、保護者の経済的負担の軽減などの目的により、高校生等まで拡大するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第101号 公有水面埋立てに関する意見については、県が守江港納屋地区に物揚場<sup>ものあげば</sup>の用地として埋立てを施行することに伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定による県から市への意見聴取に異議ない旨回答することについて、同条第4項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第102号 杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「一般財団法人 杵築市総合振興センター」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第103号 杵築市上地区交流拠点施設の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「特定非営利活動法人 上村<sup>かむら</sup>の里<sup>さと</sup>」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。



次に、議案第104号 農村文化体験交流館すずめの楽（がっ）校の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「小野の里活性化協議会」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第105号 杵築ふるさと産業館の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「一般財団法人 杵築市総合振興センター」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第106号 杵築市観光交流センターの指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「株式会社 <sup>せんざき</sup>千咲」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第107号 大田ふるさと茶屋「夢のぼり」の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「株式会社 夢のぼり工房」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第108号 風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「杵築市パークゴルフ協会」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第109号 市道の路線廃止及び路線認定については、<sup>いっほんまつせん</sup>一本松線 の路線廃止と<sup>いっほんまつせん</sup>一本松線 の路線認定をするため、道路法第10条第3項及び道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める

ものです。

以上、提出いたしました予算議案 6 件、条例議案 6 件、一般議案 9 件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

